

「公的年金の現状と課題に関する研究」報告書要旨

(1) 基礎年金水準の下限設定を踏まえた支給開始年齢の引上げと3つのオプションの同時実施

公的年金制度の安定性を考慮すれば、制度を無暗に変更するのではなく、3つのオプションを全てあわせて実施することの優先度が高いように見えるが、過去20年程度続き現在も陥っている経済状況に近い経済前提ケースHの場合には3つのオプションを全て実施しても適正と考えられる基礎年金水準を確保できないことが示された。

今後少子高齢化の進展に伴い、生産年齢人口が減少し65歳以上の高齢者人口に規模が近づき、長寿化の進行で年金受給期間も世界的に突出して長期化するなかで、3つのオプションを全て行ったとしてもなお基礎年金水準の下限を下回ったときには、保険料上限を18.3%に固定したまま適正な基礎年金水準の確保を図るなら老齢基礎年金の基準受給開始年齢(支給開始年齢)を引上げることで年金受給期間を短縮化すると同時に公的年金制度の信頼性や持続性を高める。その際、雇用の義務化年齢について65歳を超えて老齢年金の基準受給開始年齢まで引上げる政策を65歳支給が完成する2030年度以降に一体的に実施する。

(2) 基礎年金水準のあり方の見直し

基礎年金水準については、基礎年金創設より30年を経て経済社会も大きく変動したため、その水準設定の考え方を再構築する必要がある。

第1に、持家世帯と借家世帯では住居費が大幅に違うことを踏まえ、低所得高齢者向けの住宅供給政策や家賃補助政策の導入と引き換えに基礎年金水準の設定根拠から家賃地代を除いて設定する必要がある。その際、持家のない低所得者で低所得高齢者向けの住宅供給政策の恩恵にあずかれない者には、消費税率を10%超に上げるときに地方消費税で生活保護基準の住宅扶助額を念頭にした基準額をもとに家賃補助として差額支給する必要がある。

第2に、近い将来介護保険料や医療保険料などの増大が見込まれることや、基礎年金創設時に比べ医療保険自己負担額や介護保険利用者負担額が増大していることから基礎年金満額水準を受給する者の税・社会保険料負担額と保健医療費を基礎年金水準設定根拠に含めることとし、これにもとづき、公的年金制度の信頼性確保の観点から基礎年金水準の下限設定を行う必要がある。

これは、基礎年金水準の大幅な低下や報酬比例部分よりも相当長期間にわたり基礎年金水準の低下が続くという問題に対する処方箋となる。

なお、年金受給開始後の実質経済成長の果実を受給者は全く受け取れない仕組みである既裁定物価スライドの適用を基礎年金には行わない考え方もありうる。

(3) 将来の複数回の財政検証に耐えうる制度改正実施のため枠組みのあり方

2017年度から保険料が18.3%の上限に固定される。その中でマクロ経済スライド調整による給付水準の引下げが進行していくことから、年金制度に対する不安論が再び惹起されかねない。よって、3つのオプションを同時実施するとしても将来の財政検証を4~5回分先取りした見通しを当局は作成してこのような懸念を極力払拭すべく努める必要がある。

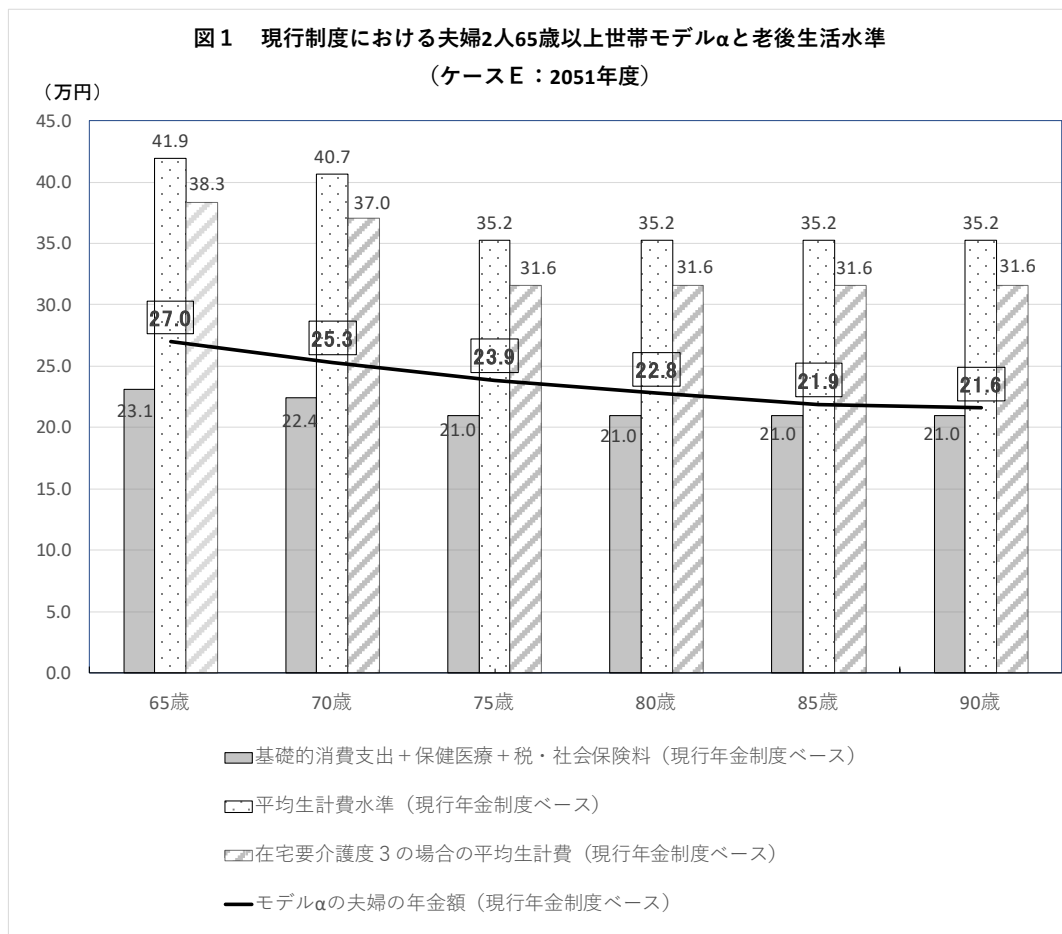


図2 オプション全部実施の場合における夫婦2人65歳以上世帯モデルαと
老後生活水準（ケースH：2051年度）

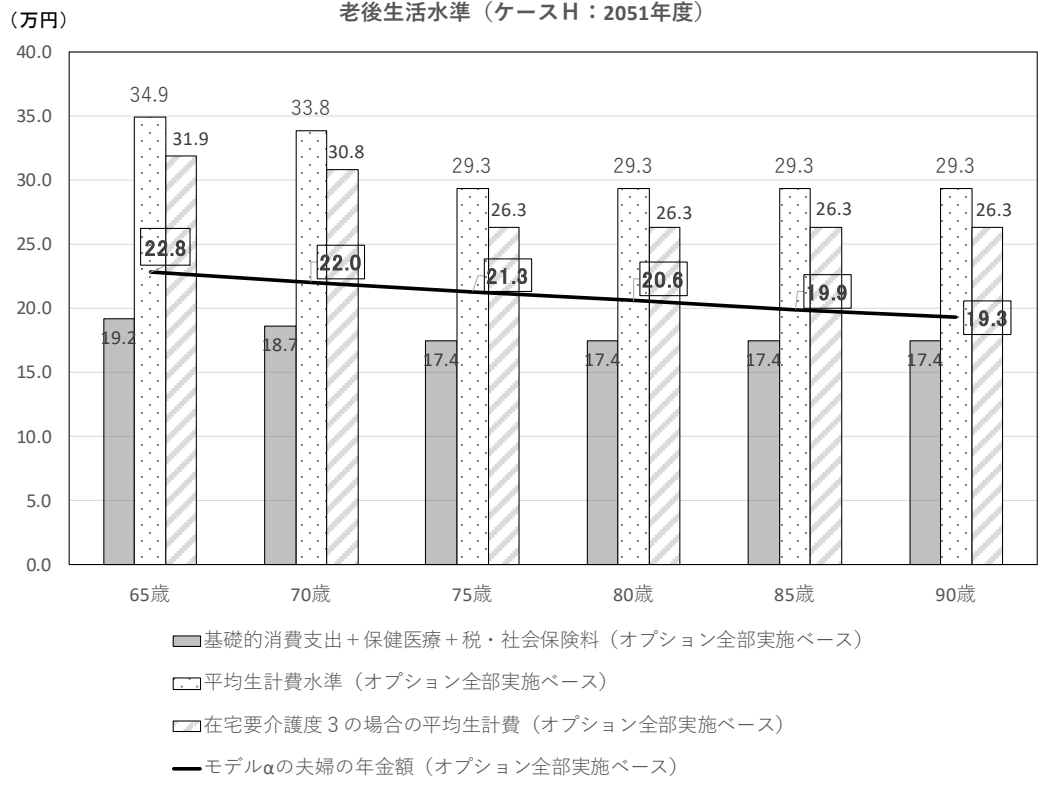


図3 オプション全部実施の場合における男性単身高齢者世帯のモデル $\alpha/2$ と
老後生活水準（ケースH：2051年度）

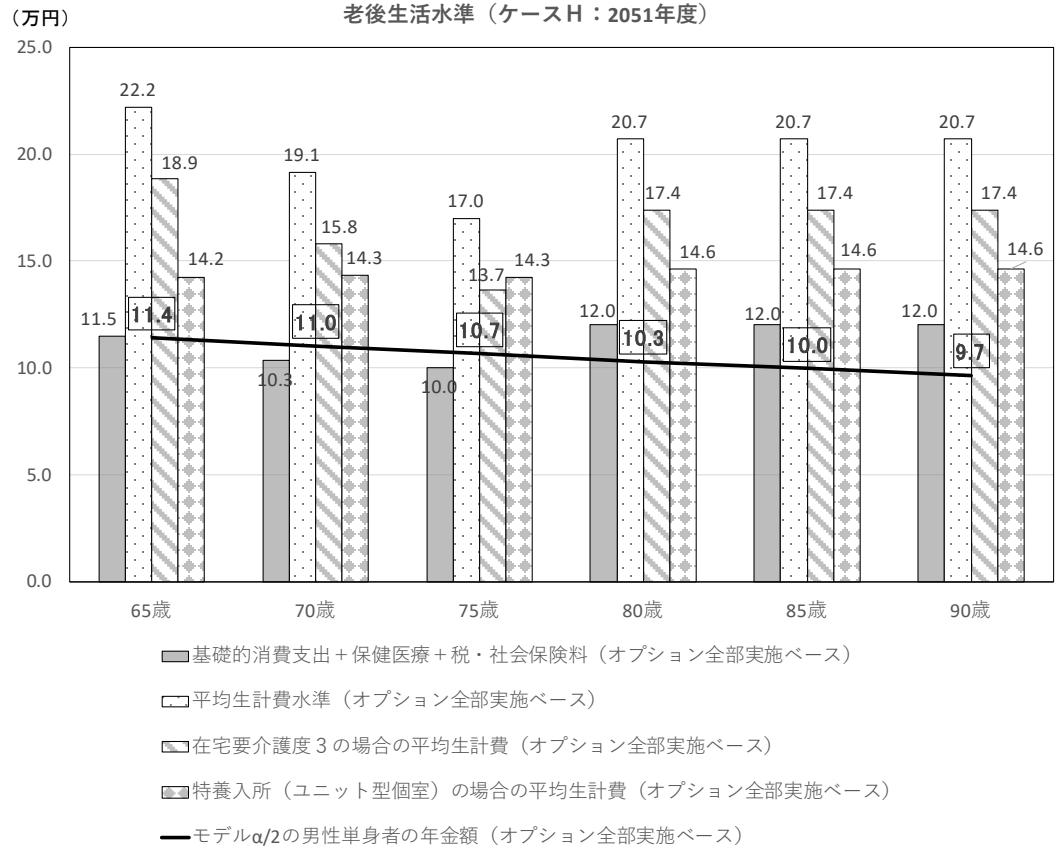
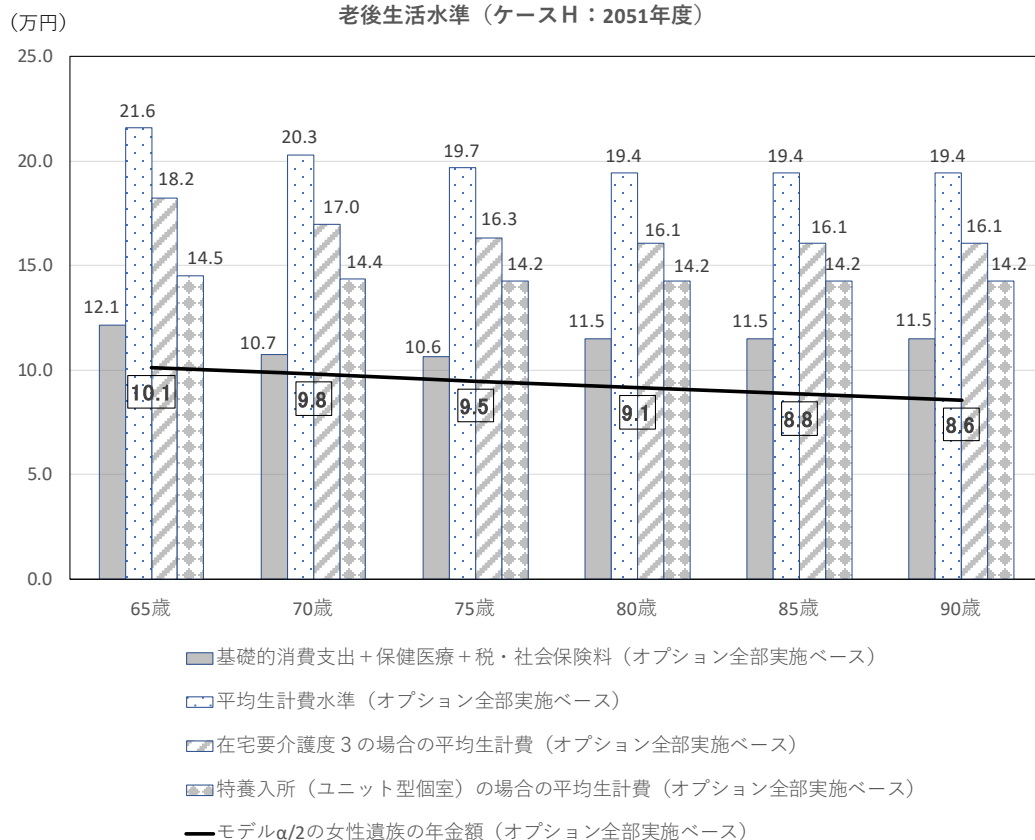


図4 オプション全部実施の場合における女性遺族単身高齢者世帯のモデル $\alpha/2$ と
老後生活水準（ケースH：2051年度）



研究会参加者名簿（50音順、敬称略、平成28年6月現在）

研究員

氏名	所属	執筆担当
(研究責任者) 宮武 剛	日本リハビリテーション振興会理事長	はじめに、第6章
(サブチーフ) 畑 満	全国労働者共済生活協同組合連合会共済計理人	第1章、第2章、第3章、 第4章、第6章、おわりに
楠田 裕子	全国健康保険協会本部企画部調査分析グループ長	第2章、第3章
瀧原 章夫	厚生労働省大臣官房統計情報部企画課審査解析室長	第5章
渡邊 絹子	筑波大学大学院ビジネスサイエンス系准教授	—
(幹事) 佐々木 裕子	佐々木社会保険労務士事務所	—

アドバイザー

氏名	所属
猪熊 律子	読売新聞編集局社会保障部長
権丈 善一	慶應義塾大学教授
酒井 英幸	全国生活協同組合連合会理事長
原 佳奈子	株式会社TIMコンサルティング取締役